

【参考】名古屋大学長期履修学生制度における授業料支払いパターン

※以下は博士後期課程(標準修業年限 3 年)を例に作成しています。

①入学時から長期履修を開始する場合 【第 47 条の 2 第 1 項】

$$\text{授業料の年額} = \frac{\text{標準修業年限に本来支払うべき授業料総額}}{\text{長期履修を許可された年数}}$$

例 1 : 博士後期課程学生が入学時から長期履修期間 4 年で許可された場合

長期履修期間				総額
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	
¥401,850	¥401,850	¥401,850	¥401,850	¥1,607,400

【長期履修期間・授業料年額・修了までの納入総額】

		年数	年額	修了までの 納入総額
博士前期課程	標準修業年限	2	¥535,800	¥1,071,600
	長期履修期間	3	¥357,200	
		4	¥267,900	
博士後期課程	標準修業年限	3	¥535,800	¥1,607,400
	長期履修期間	4	¥401,850	
		5	¥321,480	
		6	¥267,900	

※「⑦長期履修期間を終えて引き続き在学する場合」は、超えた期間の年額は通常の額となり、修了までの納入総額は増えます。

※「②在学途中から長期履修を開始する場合」は、年額・修了までの納入総額が異なります。

②在学途中から長期履修を開始する場合 【第 47 条の 2 第 2 項】

$$\frac{\text{長期履修許可後の}}{\text{授業料の年額}} = \frac{\text{標準修業年限の残りの在学期間に支払うべき授業料額}}{\text{長期履修を許可された年数}}$$

例 2 : 博士後期課程 2 年開始時に、長期履修期間 3 年で許可された場合

通常	長期履修期間			総額
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	
¥535,800	¥357,200	¥357,200	¥357,200	¥1,607,400

③長期履修期間中に、学年の途中で課程を修了する場合（⑤の場合を除く）
【第 47 条の 2 第 4 項】

$$\text{修了する学年の授業料} = \text{標準修業年限に本来支払うべき授業料総額} - \text{既に納入した授業料総額}$$

※修了する学年の初めの月までに納入する。後期に修了する場合は前期・後期で 2 分の 1 ずつ納入。）

例 3：博士後期課程学生が、長期履修期間 5 年で許可され、3 年半で修了する場合

長期履修					総額
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	
¥321,480	¥321,480	¥321,480	642,960		¥1,607,400

④長期履修期間を短縮する場合 【第 47 条の 2 第 3 項】
（研究が順調に進み、長期履修許可期間を年単位で切り上げる場合）

$$\text{残りの長期履修期間の年額} = \frac{\text{標準修業年限に本来支払うべき授業料総額} - \text{既に納入した授業料総額}}{\text{残りの長期履修期間（年数）}}$$

例 4：博士後期課程学生が、長期履修期間 5 年で許可され、2 年開始時に長期履修期間 4 年に短縮した場合

長期履修期間					総額
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	
¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥1,607,400



長期履修期間				総額
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	
¥321,480	¥321,480	¥482,220	¥482,220	¥1,607,400

○長期履修期間を短縮して（標準）修業年限と同じ期間となる場合も、長期履修学生のまま扱う（授業料の年額が通常の学生とは異なるため）。

例 5：博士後期課程学生が、長期履修期間 5 年で許可され、2 年開始時に長期履修期間 3 年に短縮した場合

長期履修期間					総額
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	
¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥1,607,400



長期履修期間			総額
1 年目	2 年目	3 年目	
¥321,480	¥321,480	¥964,440	¥1,607,400

⑤長期履修学生となった後に、「優れた研究業績を上げた者」として標準修業年限より短い期間で修了する場合

[考え方] 博士後期課程 3 年を 5 年の長期履修としたが、2.5 年で修了できることとなった場合、2.5 年分の授業料総額から既に納入した授業料を引いた残りの額を、修了する学年の初めの月に納入する。(後期の途中で修了する場合は、前期・後期で2分の1ずつ納入。)

例 6 : 博士後期課程学生が、長期履修期間 5 年で許可されたが、2 年半で修了できる場合

長期履修					総額
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	
¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥1,607,400



長期履修					総額
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	
¥321,480	¥321,480	696,540			¥1,339,500

⑥長期履修期間の途中で退学する場合 【第 29 条第 3 項 (通常の学生と同じ)】

当該長期履修者の授業料の額を納入する。授業料が未納でなければ退学願が受理される。

⑦長期履修期間を終えて引き続き在学する場合 (留年・研究期間延長)

通常の授業料額に戻る。

【その他留意事項】

- ・ 授業料は、年額の 2 分の 1 を前期は 5 月に、後期は 11 月に納入する。
- ・ 長期履修期間に休学期間は含めない。休学を挟む場合はその分期間の終期が後ろ倒しになる。